三次市立十日市小･中学校等改築

基本構想（たたき台）

令和６年●月

三次市教育委員会

目次

１．　基本構想の背景と目的等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．　現状課題の把握・抽出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

３．　十日市小・中学校改築の基本理念・方針　・・・・・・・・・・・ 12

1. 基本構想の背景と目的等

1.1 背景

三次市では、学校施設の老朽化対策を着実かつ計画的に実施するため、令和2年度に文部科学省の示す基準に基づき各学校の劣化状況調査を行い、令和3年11月には「過疎地域持続的発展計画(過疎計画)に基づく主要事業の実施について」において、小中学校の老朽化対策事業に係る方針を示しました。この方針に基づき、校舎健全度数値の低い学校から改築を進めているところであり、十日市小学校の校舎健全度は2番目、十日市中学校は6番目に低いことから、施設一体型での整備も含めた検討を進めていくものです。

この基本構想は、児童生徒の良好な学習環境や生活環境を確保するため、十日市小学校及び十日市中学校の改築並びに周辺公共施設との連携等、エリアの今後のあり方も含め、整備に関する考え方について整理し、今後の基本計画や基本設計、実施設計に反映するために策定するものです。

1.2 目的

児童生徒がより安全・安心に学校生活を送るための十日市小・中学校等改築事業を進めるに当たり、新たな学校施設の規模や事業スケジュールを設定するための与条件の整備を行うことで、事業者が設計業務等を速やかに行えることを目的に基本構想を整備します。

本基本構想では、十日市小・中学校等の現状や課題、基本理念や方針について示しています。

1.3 上位計画等の整理

【策定基準】

本基本構想は、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（文部科学省）」、「みよし未来共創ビジョン（三次市総合計画）」、「みよし学びの共創プラン（三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画）」、「過疎地域持続的発展計画（過疎計画）に基づく主要事業の実施について」等の上位・関連計画を踏まえて策定するものとします。

⑴ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（令和4年3月）

国では、文部科学省において、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議で議論を進め、報告書として取りまとめられました。同報告書では5つの姿の方向性が示されています。

① 学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

② 生活

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

③ 共創

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

④ 安全

子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

⑤ 環境

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

⑵ みよし未来共創ビジョン（三次市総合計画　令和6年度～令和15年度）

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最も基本となる計画であり、教育の施策分野については、以下のように定めています。

① 施策1

子どもが高い志をもち、夢や目標に向けて挑戦するために必要な力の育成

② 施策2

多様な人々とつながり、次代を担う自覚が育つ学校づくり

③ 施策3

子どもの創造性を育む豊かな学びの環境づくり

⑶ みよし学びの共創プラン（三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画　令和6年度～令和10年度）

主体的、創造的に持続可能な三次を実現するひとづくりを着実に進めていくために、本市の教育のめざすべき姿と進むべき方向性を定め、中期的かつ総合的な展望を持ち、本市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画を一体的に策定したものです。

・教育大綱における基本理念

高い志をもち　夢や目標に向けて挑戦し　自立を図るとともに

多様な共創により　住み続けたいまち三次を実現する

心豊かで　たくましい　ひとづくり

・教育振興基本計画におけるスローガン及び方向性

ア　スローガン　「みよし結芽人　～幸輝心～」

イ　方向性　「自立」「共創」「ウェルビーイング」「情報発信」「ﾃﾞｼﾞﾀﾙ・ﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ」

⑷ 過疎地域持続的発展計画（過疎計画）に基づく主要事業の実施について（令和3年11月22日市議会全員協議会資料）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年度～令和12年度）の期間に、市民の暮らしに密着した社会資本を計画的に整備していくための方針を示したものです。

●施設整備にあたり考慮すべき視点

・「公共施設等総合管理計画に基づく視点」

建築年数や劣化状況とあわせて、真に必要なサービスを持続可能なものにするため、公共施設等の適切な規模やあり方を見直し、財政負担の軽減・平準化を図る。

・「事業効果の視点」

　各事業内容を踏まえて、各事業の質の向上につなげるとともに、効率的に事業化を進める。

・「財政運営の視点」

　中長期的な視点に立って、限られた財源を必要性・優先性の高い施策・事業に振り向けるという「選択と集中」の観点をより一層明確にし、持続可能な財政運営を確立する。

・「利用者の視点」

　各施設の利用者の利便性を考慮し現在地での建替えを基本とし、安全・安心な施設整備に努める。

●学校施設の改修・建替えの進め方

　学校施設の改修・建替えについては、次の点を考慮し進めるとともに、整備を行う学校については個別に実施計画等を示します。

ア　改修・建替え等の優先順位は、原則として、築年数や学校施設の劣化状況調査結果に基づき決定します。一つの学校で築年数が異なる複数の建物がある場合は、学校施設全体として総合的に判断します。

　ただし、緊急性の高い工事や安全確保に関わる工事は最優先で実施し、子どもたちの安全・安心な教育環境を確保します。

イ　学校施設建替えの際は、単に老朽化対策にとどまらず、学校施設の機能改善、学校規模適正化の視点からも検討し、効率性や事業効果を総合的に考え進めていきます。

ウ　財政状況及び事業量等を勘案し、計画的かつ確実に事業を実施するため、事業が特定の年度に集中することがないよう平準化を図ります。

エ　財源については、補助金等の特定財源を最大限活用できるよう配慮します。

●改修・建替えの基本単位

　学校施設の多くは増築を繰り返し現在に至っており、一つの学校でも築年数の異なる棟で構成されています。各棟の築年数や老朽化の状況、敷地形状や校舎・体育館の配置、学校運営上の事情、財政状況などを勘案し、学校ごとに最も適切な単位で効率的な改修・建替えの計画を立てることとします。

また、本市では小学校と中学校の児童生徒の学びや育ちを、義務教育9年間を一つの期間として捉え、平成23年度から小中一貫教育を進めています。この取組をより一層進めていくためには、学校のあり方も大きな要素の一つであると考えられます。施設一体型での小中一貫教育校（義務教育学校）の設置は、小学校と中学校の「縦のつながり」を創るための有効な手段の一つであることから、同校区内で同時期に小学校及び中学校の建替え等を検討する時期に至っている学校については、小中一貫教育校（義務教育学校）設置の可能性についても柔軟に検討していきます。

⑸ 三次市公共施設等総合管理計画（2016年度～2035年度）

本市の公共施設等の管理に関する方向性について定めた計画であり、学校教育系施設における管理に関する基本方針（一部抜粋）では、以下のように定めています。

・同校区内で同時期に小学校及び中学校の建替え等を検討する時期に至っている学校については、小中一貫教育校（義務教育学校）設置の可能性について検討します。

2. 現状課題の把握、抽出

2.1 現十日市小・中学校の現状・課題等

①施設

十日市小学校は昭和54年、十日市中学校は昭和48年、十日市体育館は昭和43年の建築であり、いずれも竣工から40年以上経過しており、施設の劣化が進んでいる状況です。耐震補強は行われているものの、近年の教育内容の進展や社会的な変化、生活様式の変化等に対応するためには、多様な学習形態や弾力的な活動を可能にするとともに、ICT環境の充実等、良好な施設環境の確保が必要となっており、建物の全面的な改築が必要です。

②児童生徒数の減少

現在の少子化の状況を踏まえると、今後、児童生徒数は確実に減少していきます。児童生徒数が減少する一方で、特別な配慮を必要とする児童生徒数は増加傾向にあることから、多様な児童生徒の状況に、柔軟に対応できる学校づくりを考える必要があります。

③立地条件

中心市街地に立地する、市内で最も児童生徒数の多い学校であり、周囲には多くの住居が密集しています。また、河川に近接し、洪水想定区域内に立地しています。

令和3年11月に示した「過疎地域持続的発展計画に基づく主要事業の実施について」の中で、施設整備に当たっての視点の1つとして、「各施設の利用者の利便性を考慮し現在地での建て替えを基本とし、安全・安心な施設整備に努める」としています。

十日市小・中学校の改築に当たっても、学校施設を整備することができる敷地面積があること、児童生徒の通学距離や学校周辺施設との連携、災害時における地域の避難所としての役割などを考慮すると、現在地を活用した建替えとし、安全・安心な施設整備に努めます。

2.2 十日市小・中学校の施設概要

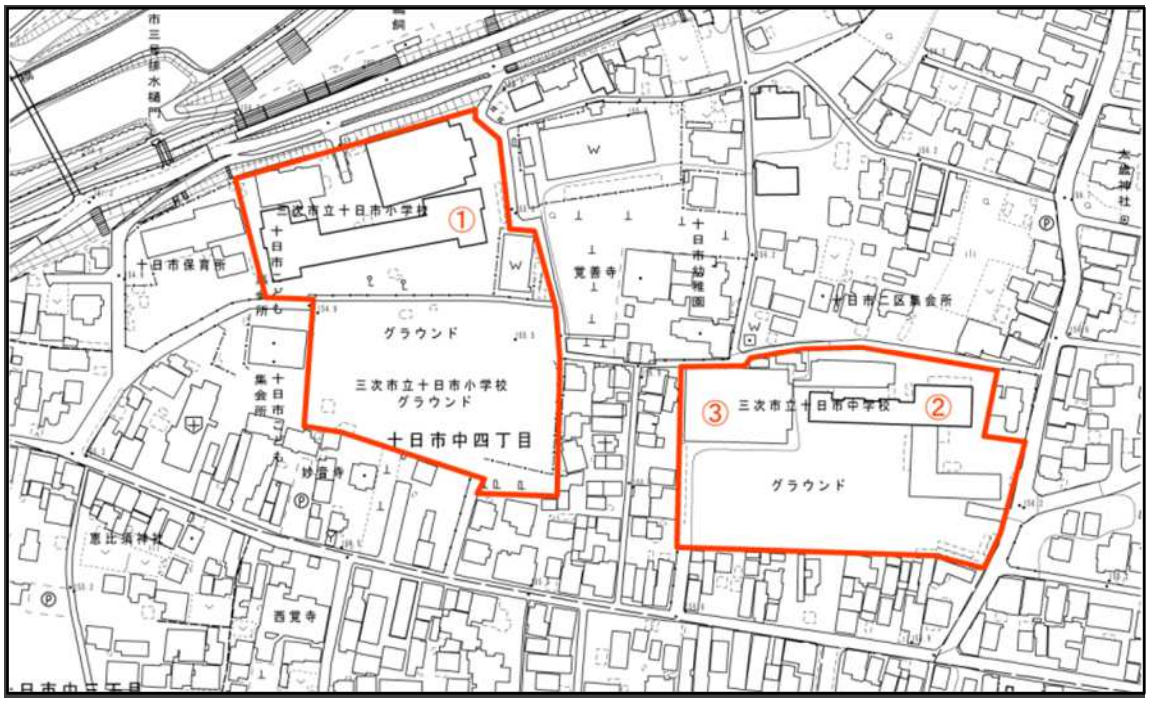

施設名①	三次市立十日市小学校		
所在地	三次市十日市中四丁目９番１号		
敷地面積	17，793.00 ㎡		
建築概要	区分	構造・階数	延床面積
	校舎	鉄筋コンクリート造４階	5，594.78 ㎡
	屋内運動場	鉄骨造１階	1，197.96 ㎡
	その他	更衣室、倉庫等	123.04 ㎡
	合　計		6，915.78 ㎡

施設名②	三次市立十日市中学校		
所在地	三次市十日市中四丁目２番２号		
敷地面積	13，712.00 ㎡		
建築概要	区分	構造・階数	延床面積
	校舎	鉄筋コンクリート造３階	4，918.83 ㎡
	その他	更衣室、倉庫・物置	174.5 ㎡
	合　計		5，093.33 ㎡

施設名③	十日市体育館		
所在地	三次市十日市中四丁目２番２号		
敷地面積			
建築概要	区分	構造・階数	延床面積
	本館	鉄筋コンクリート造２階	1，764.41 ㎡
	その他	屋外トイレ、渡廊下	68.1 ㎡
	合　計		1，832.51 ㎡

【法規制等の条件】

・用途地域　第一種住居地域

・建ぺい率／容積率　60％／200％

・防火地域　指定なし（建築基準法第22条地域）

・日影規制　高さが10mを超える場合該当

2.3 児童生徒数・職員数

【十日市小学校】

令和6年5月1日現在、クラス数21(うち特別支援学級3)、児童数544人、職員数48人となっています。

小学校	クラス数	児童数	職員数
1年	3	85人	48人
2年	3	89人	
3年	3	84人	
4年	3	101人	
5年	3	84人	
6年	3	87人	
特支	3	14人	
計	21	544人	

十日市小学校　児童数・学級数推計

年度／学年	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	85	3	78	3	68	2	65	2	80	3	79	3	72	3
2年	89	3	85	3	78	3	68	2	65	2	80	3	79	3
3年	84	3	89	3	85	3	78	3	68	2	65	2	80	3
4年	101	3	84	3	89	3	85	3	78	3	68	2	65	2
5年	84	3	101	3	84	3	89	3	85	3	78	3	68	2
6年	87	3	84	3	101	3	84	3	89	3	85	3	78	3
特支	14	3	12	3	13	3	15	3	17	3	17	3	18	3
合計	544	21	533	21	518	20	484	19	482	19	472	19	460	19

※特別支援学級への入学者は、一律３名として推計。

※特別支援学級は、２学年に１学級として推計

【十日市中学校】

令和6年5月1日現在、クラス数12（うち特別支援学級3）、生徒数292人、職員数47人となっています。

中学校	クラス数	生徒数	職員数
1年	3	99人	
2年	3	95人	
3年	3	83人	47人
特支	3	15人	
計	12	292人	

十日市中学校　生徒数・学級数推計

年度／学年	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	99	3	78	2	75	2	87	3	64	2	81	3	73	2
2年	95	3	99	3	78	2	75	2	87	3	64	2	81	3
3年	83	3	95	3	99	3	78	2	75	2	87	3	64	2
特支	15	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12	3
合計	292	12	284	11	264	10	252	10	238	10	244	11	230	10

※特別支援学級への入学者は、一律４名として推計。

※特別支援学級は、３学級として推計

※R5 十日市小・粟屋小・酒河小から R6 十日市中に入学した割合を用いて、R7 以降の入学者を推計。

（十日市中学校区外からの入学者は考慮していない。）

2.4 自然災害への備え

三次市防災ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨（1/1,000年確率規模以上）により河川が氾濫した場合に、十日市小・中学校とも、5ｍ以上10ｍ未満の浸水が想定される区域となっています。

小・中学校は、災害時の補助避難所として指定されているため、建築物・設備の耐震性確保、電源・給水の最低限の確保などを行う必要があります。

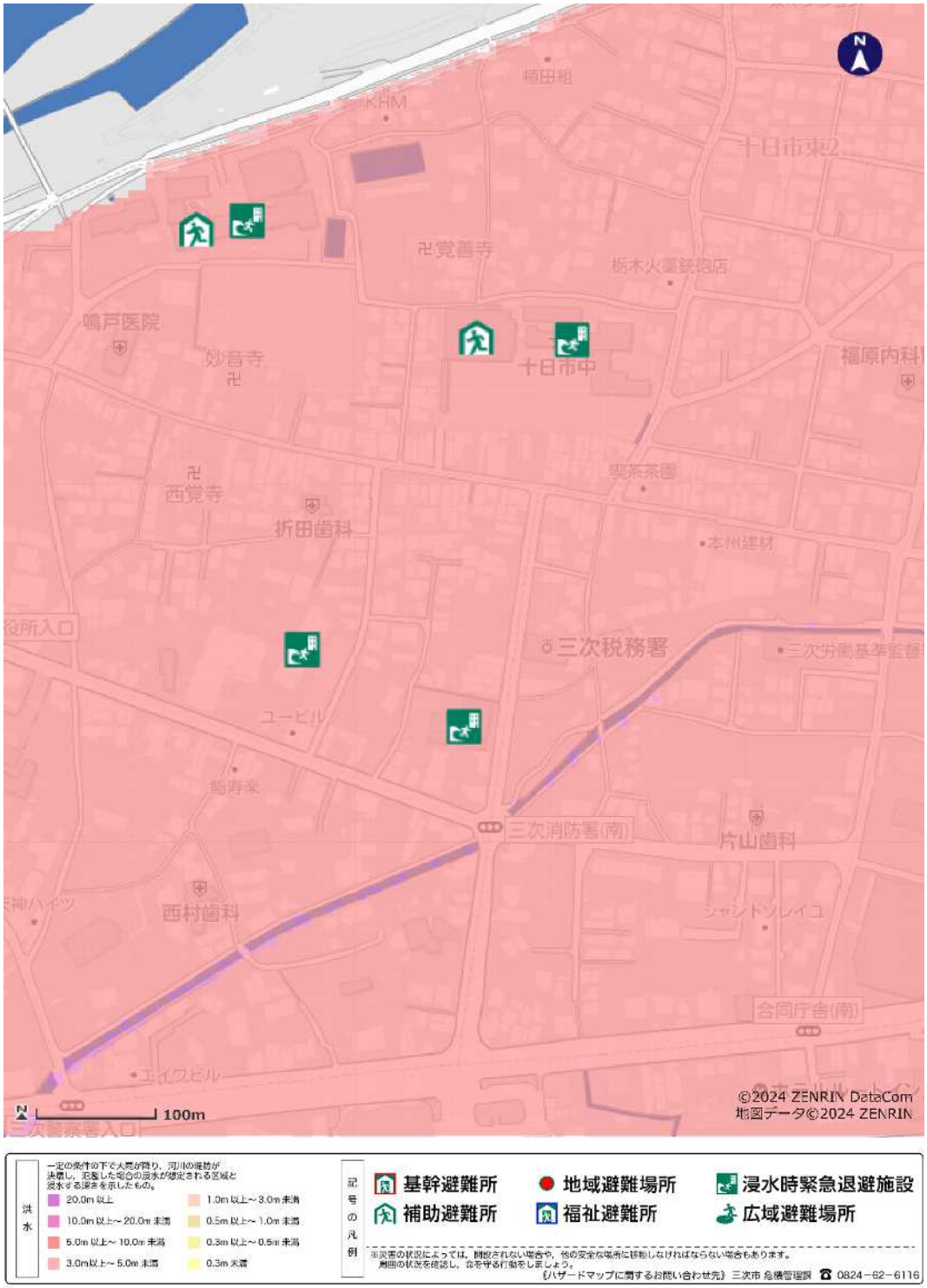

3.十日市小･中学校改築の基本理念･方針

3.1 基本理念

～三次市教育大綱の基本理念～

高い志をもち 夢や目標の実現に向けて挑戦し 自立を図るとともに
多様な共創により 住み続けたいまち三次を実現する
心豊かで たくましい ひとづくり

本市では、「三次市教育大綱」において、「高い志をもち 夢や目標の実現に向けて挑戦し 自立を図るとともに 多様な共創により 住み続けたいまち三次を実現する 心豊かで たくましい ひとづくり」を基本理念としています。

学校は、児童生徒の学習機会と学力を保障する役割だけでなく、全人的な発達･成長を保障する役割や、人と安全･安心につながることができる居場所として身体的、精神的な健康を保障する福祉的な役割も担っています。

また、学校ならではの児童生徒同士の学び合いや、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学び、多様な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを通じて、地域の構成員としての自覚や主権者としての意識を育み、持続可能な社会の創り手となるために試行する場でもあります。

特に、十日市地域は本市の中心部に位置していることや、本市の中で児童生徒数が最も多いこと、まち中で周辺とのつながりを多様に持ちやすい特性などから、本市の教育大綱を具現化し、これからの日本型教育のモデルとなる可能性を大きく秘めています。

これらのことから、十日市小･中学校等の改築にあたっては、前例にとらわれることなく、多様で魅力的な学びを実現し、新たな価値を創造するにふさわしい学校をめざします。

3.2 基本方針

⑴ 施設整備方針

本市では、義務教育9年間を学習指導要領に則り、小中一貫した教育課程を実施しています。また、学校・家庭・地域が協働して、地域で子どもを育てる学校・まちづくりを進めてきました。

学校施設整備にあたっては、児童生徒一人ひとりの成長の連続性が担保され、多様なつながりの創出にもつながるなど、これまで実施してきた小中一貫教育の良さを十分に活かせる施設として、また、多様な学びの環境づくりや、敷地の有効活用の観点から、「施設一体型小中一貫校」として整備します。

⑵ 基本的な考え方

① 安全・安心な学校

・児童生徒の学習や生活の場として良好な環境に配慮した施設を確保するとともに、障害や特別な配慮を必要とする児童生徒など、全ての子どもたちの生命と健康を守るために、十分な防災性や防犯性などの安全性を備えた、安心で快適な施設環境を確保していくことが不可欠である。

・災害時の避難所機能の確保とともに、バリアフリー化等により利用者すべてに優しい学校施設として整備する。

＜具体的事項＞

・不審者の侵入防止や周辺の視線対策など、十分な安全・防犯対策。

・児童生徒の多様な特性に配慮した空間の検討。

・人の目による見守りを考慮した諸室配置。

・通学路の安全対策を考慮した動線。

・災害時の避難機能の強化。

② 主体性を育む学校

・世の中の変化が激しいVUCA（Volatility変動性、Uncertainty不確実性、Complexity複雑性、Ambiguity 曖昧性）の時代に、子どもたちが幸せに生き抜くことができるよう、主体性を育む探究的な学びへの転換が図られている。

・持続可能な社会の担い手を育てる観点、また、より豊かに生きる力を育てるためにも、主体性（自己決定、自己選択、自己修正等）を育む教育が重要である。

＜具体的事項＞

・探究的な学びやICT活用など、多様化・高度化する社会に対応するための学習環境。

・教育方法の変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成。

・小中連携が円滑に進む施設整備。

③ 多様なつながりで共創する学校

・学校の中だけで完結する学びから、「人は人により磨かれる」ことを基盤に、十日市の強みである周辺との混ざりあいやすさや多様な資源、市周辺部とのアクセスのしやすさなどを最大限に生かし、学校を積極的に外に開いていく学びを創造することが重要である。

・多様な視点やつながりの可能性を広げるため、十日市中学校区における児童生徒の交流を図ることができるような施設整備が必要である。

・時代の変化や社会的課題に対し、長く使い続ける施設として常にアップデートできる柔軟性・可変性をもつ学校とする。

＜具体的事項＞

・セキュリティに配慮しつつ、まちづくりと連携ができる施設。

・校庭・屋内運動場等については、地域の方々も利用できるよう地域開放を考慮した配置。

④ 効率的・効果的な施設・設備の配置と運用

・限られた敷地の中で必要な施設・設備を確保していくために、校舎の配置や階高の工夫、多目的・多機能な諸室の配置など、効率的かつ効果的な配置・運用を行う。

・限られた財源の中で、魅力ある学校施設の整備に取り組むためには、適切にコストコントロールしながら目標とする性能を確保するなど、効率的かつ効果的に学校施設を整備することが重要である。

＜具体的事項＞

・教職員にとっても働きやすい環境整備。

・学校に必要な機能等を定めた標準仕様を基本とし、維持管理がしやすく、後年度負担が軽減される施設整備。

・今後の教育環境や社会状況に柔軟に対応できる施設整備。